

【別紙1】 【仮称】乙女小第三学童保育館 採点結果

	内 容	配点	応募団体 A	特定非営利活動法人 三楽
1. 利用者の 平等な利用 の確保及び サービスの 向上が図ら れるもので あること	1 利用者間の公平な取扱いをするための取組等について具体的かつ適切な提案がされているか。	5	15 /20	16 /20
	2 特別に配慮を要する児童の育成支援体制について優れた提案がされているか。	5	17 /20	17 /20
	3 児童育成支援や行事の開催等について、ノウハウを生かした独自性のある提案であるか。	5	16 /20	18 /20
	4 利用者ニーズ並びに苦情等の収集及び対応方針について、具体的かつ優れた提案がされているか。	5	15 /20	19 /20
	5 利用者向けサービスの質を向上するための方策が優れているか。(保護者の負担を軽減する取り組みなど)	5	15 /20	17 /20
2. 公の施設 の効用を最 大限に発揮 するもので あること	1 事業計画や管理運営方針が、施設の設置目的や性質と合致しているか。	5	16 /20	18 /20
	2 児童出欠管理や、保護者への連絡通知の仕組みについて、優れた提案がされているか。	5	15 /20	17 /20
	3 児童が活動中の事故防止、安全管理、衛生管理の仕組みについて、適切かつ具体的な提案であるか。	5	15 /20	16 /20
	4 指導員の能力向上(保護者への接遇、児童育成支援の技能等に関するもの)について、研修等の支援体制が十分に整備されているか。	5	15 /20	18 /20
	5 地域住民、学校、その他関係機関との連携や協働について、積極的かつ優れた提案であるか。	5	14 /20	18 /20
3. 公の施設 の適切な維 持及び管理 並びに管理 に係る経費 の削減が図 られるもの であること	1 提出された事業計画書、収支計画書等が適切に積算・作成されているか。	5	14 /20	12 /20
	2 運営経費の縮減について 【計算式】提案額は上限額の80%である49,632千円以上とし、その範囲の中で申請者中最低提案額は5点、以下提案額が低い順に、4点、3点、2点、1点とし、提案額が同額の場合は同点とします。また、提案額が49,632千円未満の場合は1点とします。 ※提案額は、申請者の作成した様式第3号(第4条関係)「収入の部」記載の指定管理料を指定期間5年間分合算した額(単位千円)を用います。	5	20 /20	4 /20
4. 公の施設 の管理を安 定して行う 人員、資産 その他の経 営の規模及 び能力を有 しており、 又は確保で きる見込み があること	1 経営状況に問題がなく、業務を安定的に継続する能力(資産・ノウハウ・人員等)が認められるか。	5	17 /20	18 /20
	2 事業者本部等からの、学童現場へのバックアップ体制が確立されているか。	5	15 /20	17 /20
	3 個人情報保護や情報セキュリティ対策について、適切な提案がなされているか。	5	13 /20	15 /20
	4 安定した指導員等の確保方策や、欠員等が生じた場合の対策等について、実績に基づいた具体的な提案がされているか。	5	13 /20	16 /20
	5 経営資金面のリスクへの対応能力(資金力や損害賠償能力等)が十分に認められるか。	5	15 /20	16 /20
5. その他、 市長が別に 定める事項	1 市内に事業所等を有しているか。または令和7年3月31日までに、有する予定があるか。なお予定の場合は、事業計画書(様式第2号)に具体的に記載をすること。 (本店(予定も含む):5点、支店・営業所(予定も含む):3点、なし:1点)	5	12 /20	12 /20
	2 「放課後児童対策パッケージ(令和5年12月25日)」における放課後児童クラブと放課後子ども教室の校内交流型・連携型、あるいは類似事業の実績があり、かつ小山市が実施する放課後子ども教室等の課外活動との連携、協力等を見込めるか。	5	13 /20	16 /20
	3 本学童が新規開設であることを踏まえた、業務を行うに当たっての具体的な提案があるか。 (例えば小山市の開設へのサポートや、指導員の確保など。)	5	13 /20	16 /20
	合 計	100	298 /400	316 /400

※委員1人あたりの持ち点